

特定不妊治療費助成事業

名称・申請方法等 変更のご案内

変更点

※令和8年10月1日からの変更を予定しています。

- 事業名称が「特定不妊治療費助成事業」から「**不妊治療（生殖補助医療）費助成事業**」となります。
※助成金額等、事業内容は変更ありません。
※一部添付書類に変更がある場合があります。詳細はホームページをご確認ください。
※「不妊検査・一般不妊治療費助成申請」は県こども未来課に郵送で申請が必要です。
- 不妊治療（生殖補助医療）費助成申請の受付、審査、支払を一元的に実施するため、**専用の事務局**を開設します。

【令和8年10月1日以降の申請・問い合わせ先】

福井県不妊治療（生殖補助医療）費助成事業運営事務局

（福井県委託事業者：株式会社日本旅行福井支店）

住所：〒910-0006 福井市中央一丁目1-25 CURU-F福井駅（株式会社日本旅行福井支店内）

Mail：fukui_joseikin@nta.co.jp

TEL：後日ご案内します（コールセンター受付時間 8:30～17:15 ※土日祝除く）

- 申請は**電子申請フォーム**での受付となります。
※県健康福祉センターでの受付はできなくなります。
※電子申請できない場合は、郵送で申請受付予定。
- お問い合わせ先は**事務局のコールセンター**となります。



福井市に住民票がある方も電子申請で受付します

現在、福井市に住民票がある方は、福井市保健所が福井県特定不妊治療費助成事業の申請先となっていますが、10月1日以降は上記のとおり電子申請で受付します。

※10月1日以降、福井市保健所では福井県の助成事業の申請はできません。

※福井市が実施する助成は、別途、福井市保健所へ申請が必要です。

令和8年10月1日受付分から電子申請開始予定！



準備が整い次第ホームページに掲載します。
最新情報は県ホームページを
ご確認ください。

福井県ホームページ▶

